

児童の権利に関する条約

世界各国には、貧しさや飢え、虐待などで困ったり苦しんだりしている子どもがたくさんいます。このような子どもたちを救い、あらゆる差別がなく、すべての児童が心身ともに健やかに育成されるように、1989年（平成元年）の国際連合総会において「児童の権利に関する条約」が採択されました。

日本においては、子どもの人権尊重について世界の国々と協力し、更に取り組みを強化していくために、1994年（平成6年）4月にこの条約を批准しました。

《条約の主な内容》

1. 18歳未満のすべての子どもを対象とします。
2. 子どもが人種、性、出身などで差別されてはいけません。
3. 子どもの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。
4. 両親は子どもを守り、指導する責任があります。
5. 両親の意志に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
6. 子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。
しかし、そのためには、子どももほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていくことが必要です。
7. 子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
8. 家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
9. からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。
10. 子どもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
11. 子どもは教育を受けることが認められるべきです。
12. 子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
13. 子どもが法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。
14. この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。

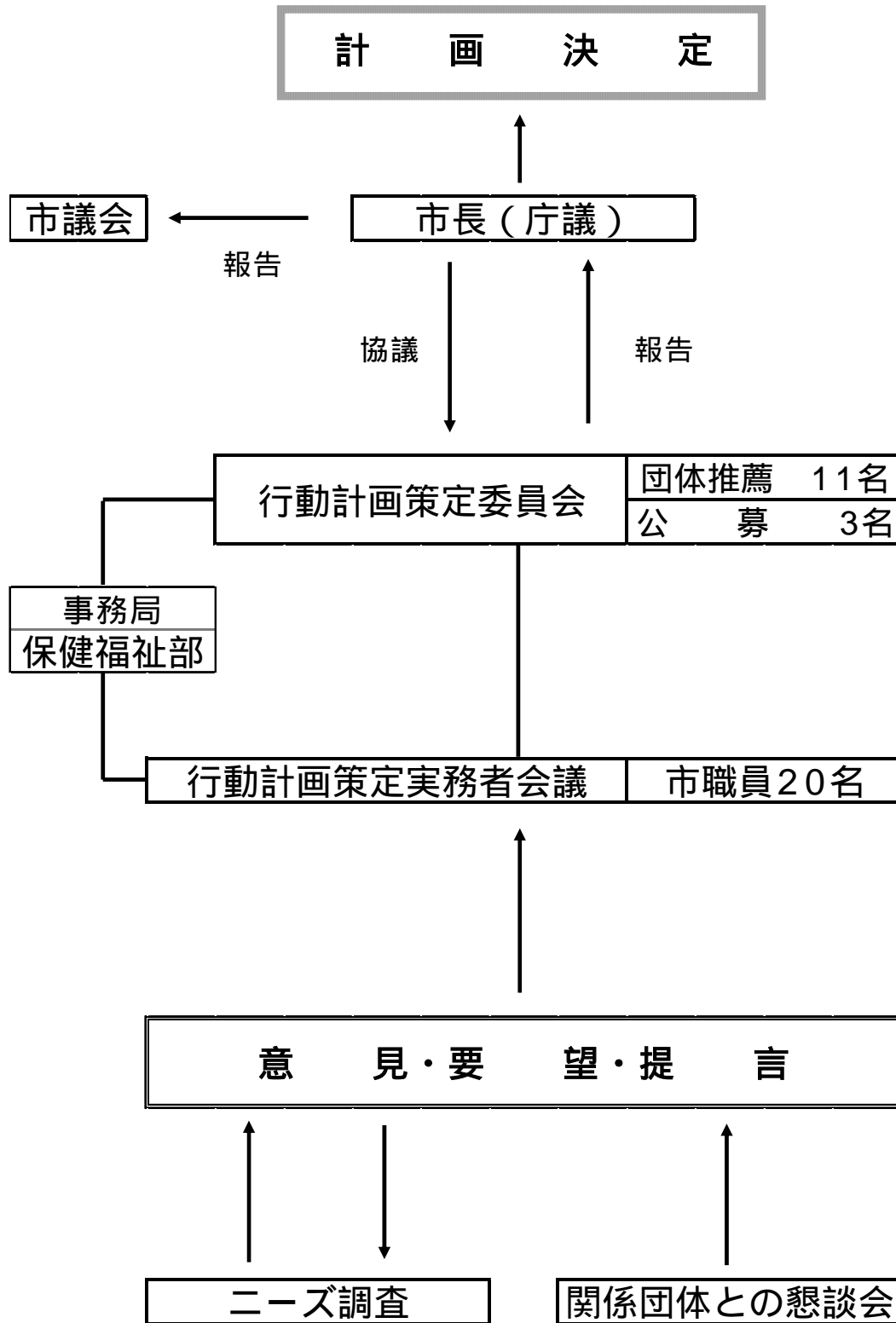
（外務省発行ポスタ - より引用）

富良野市次世代育成支援地域行動計画策定経過

年 月 日	策 定 経 過
平成 15 年 11 月 28 日	次世代育成支援地域行動計画策定に係る理事者協議
平成 15 年 11 月 21 日	次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議委員委嘱
平成 15 年 11 月 28 日	第 1 回次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議開催 (地域行動計画概要、策定要領、策定体制、策定スケジュール、ニーズ調査項目について説明、協議)
平成 15 年 12 月 12 日～ 19 日	次世代育成支援に関するニーズ調査実施
平成 16 年 1 月 1 日	次世代育成支援地域行動計画策定公募委員広報紙に掲載
平成 16 年 1 月 6 日	次世代育成支援地域行動計画策定委員の団体推薦依頼
平成 16 年 2 月 23 日	次世代育成支援地域行動計画策定委員の選考
平成 16 年 3 月 10 日	第 2 回次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議開催 (ニーズ調査の結果《速報》報告)
平成 16 年 3 月 25 日	第 1 回次世代育成支援地域行動計画策定委員会開催 (委員委嘱、計画策定趣旨、策定体制、策定スケジュール、ニーズ調査《速報》について説明)
平成 16 年 6 月 18 日	次世代育成支援地域行動計画策定に係る関係団体との懇談会開催(幼児クラブ)
平成 16 年 6 月 24 日	次世代育成支援地域行動計画策定に係る関係団体との懇談会開催(私立認可外保育施設)
平成 16 年 6 月 28 日	次世代育成支援地域行動計画策定に係る関係団体との懇談会開催(幼稚園)
平成 16 年 6 月 29 日	第 2 回次世代育成支援地域行動計画策定委員会開催 (富良野市の現状、ニーズ調査結果、エンゼルプラン進捗状況説明)

年 月 日	策 定 経 過
平成 16 年 7 月 1 日	次世代育成支援地域行動計画策定に係る関係団体との懇談会開催（市立保育所父母会）
平成 16 年 10 月 1 日	第 3 回次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議開催（推計人口、子育ての現状と課題、計画素案説明、意見聴取）
平成 16 年 10 月 13 日	次世代育成支援地域行動計画策定に係る関係団体との懇談会開催（母子通園センター父母会）
平成 16 年 10 月 20 日	第 3 回次世代育成支援地域行動計画策定委員会議開催（推計人口、子育ての現状と課題、計画素案説明、審議）
平成 16 年 11 月 18 日	第 4 回次世代育成支援地域行動計画策定委員会議開催（計画素案説明、審議）
平成 17 年 1 月 11 日	第 5 回次世代育成支援地域行動計画策定委員会議開催（事業別数値目標、計画素案最終確認）
平成 17 年 1 月 21 日	第 4 回次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議開催（事業別数値目標、計画素案確認）
平成 17 年 2 月 1 日	次世代育成支援地域行動計画策定委員会より市長に素案報告
平成 17 年 2 月 9 日～ 2 月 28 日	素案に対するパブリックコメント手続き実施
平成 17 年 3 月 24 日	富良野市次世代育成支援地域行動計画決定

富良野市次世代育成支援地域行動計画策定体制図



富良野市次世代育成支援地域行動計画策定要領

1. 目的

本格的な少子社会の到来に対処するために、「次世代育成支援対策推進法案」並びに「児童福祉法の改正法案」が平成 15 年 7 月 9 日に成立し、これに伴い、国の基本的政策として少子化に対し集中的、計画的な取組を促進することを目的とする「次世代育成支援地域行動計画」の策定が地方公共団体に義務付けられた。

このため、富良野市における次代を担う子どもたちの支援に対し、あらゆる行政施策を“子育て・子育て環境”の側面から見直し、統合化した行動計画として策定することを目的とする。

2. 計画の名称

「富良野市次世代育成支援地域行動計画」

3. 計画の期間

平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 か年とし、5 年間で見直しを行い、富良野市総合計画との整合性を図るものとする。

4. 計画の位置づけ

この計画は、平成 13 年度から実施されている「富良野市総合計画」を上位計画とし、各種計画との整合性を図りながら、次世代育成支援地域行動計画策定指針（平成 15 年 8 月 22 日関係 7 大臣連名告示）に基づき、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業を次の 8 つの視点により計画する。

子どもの視点

次代の親づくりという視点

サービス利用者の視点

社会全体による支援の視点

すべての子どもと家庭への支援の視点

地域における社会資源の効果的な活用の視点

サービスの質の視点

地域特性の視点

5. 計画の体系

施策は、「基本目標」「基本施策」「推進事業」とする。

6. 計画策定の体制

計画の策定に関し、「富良野市次世代育成支援地域行動計画策定委員会」を設置し、行動計画の素案を策定し、市長に報告する。

計画の策定を円滑に推進するため、「富良野市次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議」を設置する。

富良野市次世代育成支援地域行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 富良野市次世代育成支援地域行動計画(以下「行動計画」という。)の策定にあたり、広く市民の意見を反映させるため、富良野市次世代育成支援地域行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、行動計画の策定に関して協議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、関係機関、団体から推薦される者及び公募の者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する報告が完了するまでとする。

(会長、副会長)

第5条 委員会に、会長、副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が行う。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員に対する報酬及び費用弁償は、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第15号)に規定するところにより支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部児童家庭課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月25日から施行する。

富良野市次世代育成支援地域行動計画策定委員名簿

区分	所属団体・機関等の名称	役職	氏名	備考
団体 推薦 委員	富良野市校長会	布部小中学校校長	植田 亘俊	会長
	富良野市父母と先生の会連合会	会長	長沢 和之	
	慈恵ひまわり幼稚園	副園長	青木 賢亮	副会長
	富良野市中央保育所父母の会	会長	安藝 郁治	
	西達布保育園	主任保育士	青山 幸子	
	旭川公共職業安定所富良野出張所	所長	湊 弘勝	
	富良野商工会議所	専務理事	佐々木 淳	
	富良野市子ども会育成連絡協議会	理事	高橋 秀雄	
	児童養護施設富良野国の子寮	施設長	三上 十喜子	
	富良野医師会	理事	印 鑰 史 衛	
	民生児童委員会主任児童委員部会	部会長	高井 敏子	
公募 委員	(北の峰病院作業療法士)		小松 仁	
	(水道工事業)		田中 靖雄	
	(富良野市社会福祉協議会)		濱本 涉	

事務局

氏名	職名
宇佐見 正光	保健福祉部長
遠藤 和章	保健福祉部児童家庭課長
中根 雅彦	保健福祉部中央、麻町保育所長
安西 義弘	保健福祉部児童家庭課児童家庭係長
難波 真美子	保健福祉部児童家庭課児童家庭係
菅原 美保	保健福祉部児童家庭課児童家庭係

富良野市次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議設置要綱

(名称)

第1条 この会議は、富良野市次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議（以下「実務者会議」という。）という。

(目的)

第2条 実務者会議は、富良野市次世代育成支援地域行動計画（以下「行動計画」という。）策定の推進を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 実務者会議は、関係職員をもって構成する。

2 実務者会議に委員長を置き、委員長には保健福祉部中央保育所長を充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、行動計画に関する検討が終了したときまでとする。

(会議)

第5条 実務者会議は、委員長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 実務者会議の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局は、保健福祉部児童家庭課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、実務者会議の運営に必要な事項は、委員長が委員の意見を聞いて定める。

附 則

この要綱は、平成15年11月14日から施行する。

構成係名

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| ・企画振興係長 | ・医療給付係長 | ・交通生活係長 |
| ・健康推進係長 | ・福祉総務係長 | ・子育て支援係主査 |
| ・母子通園係主査 | ・中央保育所係長 | ・麻町保育所係長 |
| ・商工労働係長 | ・建築住宅係長 | ・都市整備係長 |
| ・道路公園係長 | ・学務係長 | ・社会教育係長 |
| ・スポーツ係長 | ・東山公民館係長 | ・山部公民館係長 |
| ・図書館係長 | | |

富良野市次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議委員名簿

委員名	氏名	職名
委員長	中根正彦	保健福祉部中央保育所長兼麻町保育所長
委員	西野成紀	総務部企画振興課企画振興係長
委員	泉 妙子	市民部市民課医療給付係長
委員	後藤正紀	市民部環境リサイクル課交通生活係長
委員	稲葉久恵	保健福祉部保健課健康推進係長
委員	影山則子	保健福祉部福祉課福祉総務係長
委員	奥野悦子	保健福祉部子育て支援センター子育て支援係主査
委員	池田敏美	保健福祉部母子通園センター母子通園係主査
委員	長田和恵	保健福祉部中央保育所保育係長
委員	大倉由美子	保健福祉部麻町保育所保育係長
委員	高橋和子	経済部商工観光課商工労働係長
委員	中村勝利	建設水道部都市建築課建築住宅係長
委員	小野 豊	建設水道部都市整備課都市整備係長
委員	佐藤文雄	建設水道部建設施設課道路公園係長
委員	高橋稔彦	教育委員会学校教育課学務係長
委員	山本将誉	教育委員会社会教育課社会教育係長
委員	横野 明	教育委員会スポーツ課スポーツ係長
委員	千葉みどり	教育委員会山部公民館公民館係長
委員	井下秀明	教育委員会東山公民館公民館係長
委員	吉田敏弘	教育委員会図書館図書館係長